

令和元年度定期監査報告書（工事監査）に基づ
く改善策及び顛末

令和2年6月
糸島市

令和元年度監査結果報告書（工事監査）に基づく改善策及び顛末

| 指摘事項及び意見等 | 主管課における措置、処理の経過及び対応策 |
|--|---|
| <p>第6 監査の結果</p> <p>3 技術調査に基づく助言</p> <p>以上の調査結果の中で改善の余地があつて、本工事の設計及び施工と一連の工事監理について、今後の事業改善と円滑な工事实施のために、以下の5項目について助言する。</p> <p>(1) 特記仕様書の記述内容</p> <p>特記仕様書の記述内容は、標準的な内容になっており、工事特有の内容についての記述がなかった。</p> <p>特記仕様書は工事特有の内容を施工業者に知らせ、適切な施工に反映させるための設計図書の一部である。本工事の特徴は公道上での下水道の開削工事であり、民家に隣接している。このため、施工においての特記仕様書の内容は、安全面での記述が重要であり、道路規制・重機災害の防止・墜落災害の防止・第三者災害の防止について、環境面では、振動・騒音に対する近隣住民への配慮、また、支障物件として、上空架線や埋設物等についての記述が必要である。施工業者は、発注者の特記仕様書を熟知し、現場踏査を行い、施工計画書を作成すべきである。このためには、発注者において、特記仕様書に工事特有の施工上留意すべき内容を詳細に記述する必要があることを助言する。</p> <p>(2) 施工計画書の記述内容の指導</p> <p>施工計画書の記述内容は、各工種についての標準的な内容であり、現場特有の内容についての記述がなかった。</p> <p>施工計画書には、現場特有の施工計画を具体的に詳しく記述する必要がある。本工事の特徴は公道上での下水道の開削工事であり、民家に隣接している工事である。このため、安全管理の面では、道路規制・重機災害の防止・墜落災害の防止・第三者災害の防止について、順法精神に基づき具体的に記述する必要がある。環境面では、近隣住民を念頭に置いた騒音振動対策を記述する必要がある。支障物件については、上空架線の破損対策、埋設物に対する試掘方法等についての記述が必</p> | <p>[下水道課]</p> <p>下水道工事における施工管理中の標準的事項は特記仕様書に記載し、詳細事項は糸島市下水道課が作成した「下水道設計標準図」、福岡県が作成した「土木工事等共通仕様書」等に掲載されている。</p> <p>しかしながら、指摘のとおり、現場特有の施工上留意すべき内容について一部記載していなかったため、令和2年度からは、特記仕様書には標準的事項を記載していることから、一般仕様書等にその他留意事項を記載し、改善を図っている。</p> <p>施工計画書の記述内容は、当該工事における注意点、施工方針、安全衛生管理等の現場条件を記載するものと認識しており、指摘のとおり、現場特有の内容を、施工法や周辺条件の内容を勘案して作成するものである。</p> <p>また、施工計画書の内容は国土交通省が作成する施工計画書を参考にしよう指導している。</p> <p>今回指摘のとおり、現場特有の内容の記載が一部不足しており、建設工事による公衆災害を未然に防止する観点及び生活環境等の保全是重要であることから、令和2年度からは、実施設計において現場特有の内容に係る要点を洗い出し、詳細事項を記載した文書を受注者に提示し、事前に相</p> |

令和元年度監査結果報告書（工事監査）に基づく改善策及び顛末

| 指摘事項及び意見等 | 主管課における措置、処理の経過及び対応策 |
|---|--|
| <p>要である。</p> <p>想定されるリスクを事前に共有するために、施工のシミュレーションでもある施工計画書への安全対策・環境対策としての本工事現場に向けた記述を勘案した上で策定されることを期待する。形式的・一般共通的な記述や資料添付だけではなく、受注者が工事のポイントを理解した上で自ら記述し、事前に相互に確認することが本来の施工計画書であることを、監理監督者と施工業者の双方が再認識することを助言する。</p> <p>(3) 工程管理の指導</p> <p>毎月の出来高について、発注者としての把握がなされていなかった。</p> <p>発注者として、施工中の工事が順調に進んでいるのか、遅れているのか工事の進捗を把握する必要がある。工事施工中は、受注者より月報として毎月の進捗率の報告を求めて、実際の進捗率を把握することを助言する。</p> <p>(4) 安全管理の指導</p> <p>工事現場の上空には架線があるが、防護カバー等の対策がなされていなかった。上空架線については、支障物件として設計時での報告があったと思われる。矢板打抜き作業時等において架線を損傷する恐れがあり、その損傷を防止するために防護カバー等の安全対策が必要である。</p> <p>バックホウはクレーン機能を有するものであったが、タンパー等を吊る作業時にクレーンモードに切り替えられていない。バックホウで吊り作業を行う時は、クレーンモードで作業を行うべきである。</p> <p>安全管理については、施工業者の安全意識が不足していると思われる。労働安全衛生法及び労働</p> | <p>互で確認する等の方法により、施工計画書に現場特有の内容を記載するよう指導している。</p> <p>工程管理は、着手時に計画工程表、工程に変更がある場合は変更工程表、竣工時には実施工程表を提出させており、提出書類の簡素化等にも取り組んでいることから、月報の提出までは求めないこととしている。</p> <p>今回、月報での報告を助言されたが、工程に大幅な変更が生じていたものに関し、受注者に変更工程表を、更に、計画の遅れを取り戻すまでの期間はフォローアップ工程表を適宜提出するよう指導し、進捗率の把握をしている。</p> <p>今後も、月報ではなく、工程に大幅な変更が生じたものに関し同様にフォローアップ工程表等の提出を求め、工事の進捗率の把握に努める。</p> <p>受注者は、工事約款、建設業法、労働安全衛生規則など各種法令の遵守及び安全管理の徹底の必要性を十分理解しているものとする。</p> <p>しかし、安全管理については、指摘のとおり、施工計画書中の安全対策の再検討を行い、占有者との協議やCPD講習への積極的な参加を促す。なお、今回の指摘事項については、既に指導している。</p> |

令和元年度監査結果報告書（工事監査）に基づく改善策及び顛末

| 指摘事項及び意見等 | 主管課における措置、処理の経過及び対応策 |
|---|---|
| <p>安全衛生規則を理解し、安全計画全般について見直す必要がある。安全管理について、監理監督者としての立場から施工業者への指導を助言する。</p> <p>(5) 掲示物設置位置</p> <p>現場の掲示物（建設業許可票、労災保険関係成立票、施工体系図、作業主任者、建退共加入者証、緊急連絡表、有資格者一覧表、危険予知活動表）は、現場から離れた場所で、一般人や作業員の目につかない現場事務所の敷地に掲示してあった。建設業許可票は公衆の見やすい場所（建設業法第40条）に、労災保険関係成立票は労働者周知につき事業場の見やすい場所（労働者災害補償保険法施行規則第49条）に、施工体系図は工事現場の見やすい場所（建設業法第24条の7第4項）に、作業主任者は労働者周知につき作業場の見やすい箇所（労働安全衛生規則第18条）に掲示しなければならない。また、建退共加入者証（公共工事の入札及び契約の適正化を図るため処置に関する指針[閣議決定]）や緊急連絡表（土木工事安全施工技術指針[通達]）、有資格者一覧表、危険予知活動表等についても、現場の見やすい場所に掲示すべきある。</p> <p>現場掲示が必要な掲示物については、その趣旨を理解したうえで掲示するよう施工業者への指導を助言する。</p> <p>4 むすび</p> <p>社会資本の整備に際しては、その計画から施設整備、完成後の有効活用、施設の維持管理までが適切に行われることが重要である。質の高い事業を追求することはもちろんのこと、良質な工事施工がその後の良好な施設維持につながることを念頭に置き、事業の推進にあたっていただきたい。</p> <p>また、整備完了後の普及促進により施設の有効活用を図ることで、糸島市汚水処理構想に掲げる水洗化率の目標を達成し、生活環境・周辺環境の水質向上及び市民生活の向上へつながることを期待するものである。</p> | <p>主管課における措置、処理の経過及び対応策</p> <p>工事現場では、建設業許可票、資格者一覧表等を、所定の大きさの掲示物により公衆の見やすい場所に掲示する義務がある。</p> <p>しかし、現場状況により地域住民に見やすい場所が確保できない箇所もあったため、指摘後、現場条件を考慮した掲示物を作成し、掲示方法を工夫するよう指導した。</p> <p>[下水道課]</p> <p>今回の工事監査において指摘された特記仕様書及び施工計画書の内容については、今後改善する。</p> <p>なお、工程管理及び安全管理等については、受注者と協議し既に改善している。</p> <p>今後、質の高い下水道整備に努めるとともに、糸島市汚水処理構想に掲げる目標を達成することにより、健康で快適な生活環境の実現、公共用水域の水質の保全を図っていく。</p> |